(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 19 日

佐賀県知事

殿

提出者

住 所 佐賀県佐賀市富士町小副川272

氏 名 医療法人健心会 鮫島病院

理事長 鮫島 隆晃

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-64-2231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	}	の	名	称	医療法人健	心会	鮫島	病院									
事	業	場	の	所	在	地	佐賀県佐賀	市富	士町小	副川	272		10						
計		画		期		間	令和5年	4月	1日	~	令和6年	3月	31日		まで				
当誌	亥事美	業場!	にお	5672	て現り	こ行	っている事	業に関	する。	事項									
	1	事	業	の	種	類	医療業							Pro-Second				12	
	2	事	業	の	規	模	172	床											
5	3	従	Š	業	員	数	178	名		US-00-THE 1-15		1.31-104.3-11				(410)-22			
	<b>金</b> 集	<b>寺別</b> €	雪理 車の	産業処理	美廃勇	<b>美物</b>	・感染性廃 埋立(管理	棄物-型)	→焼却	→ (	熱回収)	→廃熱	利用	(+)	ナーマ	ルリ	サイ	クル	) →

(日本工業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処理	に係る管理	理体制	に関する	事項					
	(管理体制図) 別紙参照									
特別	     管理産業廃棄物の排出	の抑制に	関する!	事項						
		【前年度	(令和	4年度)実	<b>E績</b> 】		***			
		特別管理	<b>産業廃棄</b>	ぼ物の種類	感染性廃棄	物				
		排	出	量	66.573	t	t			
	①現状	(これま	でに実	施した取	組)					
		・院内管理規定に基づき感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を								
		行う。								
		【目標】	生 學 麻 若	EN OF E	<b>武沙, 杜 欧 玄</b>	<del>14</del> 2	2000-200-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-			
		特別管理選排	出	量	感染性廃棄 <sup>4</sup> 65.000	捌				
	②計画	28/5	2;=7;	予定の取締	1 0 00	<u>t 1</u>	t t			
		・引き続た分別を		管理規定	こ基づき感染性廃	棄物と非	感染性廃棄物の徹底し			
特別	F別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
4	<ul><li>①現状</li><li>・感染性廃棄物について、性状に応じたバイオハザードマークの色分けよる分別を徹底する。</li></ul>									
1	A STATE OF THE STA	(今後分)	別する	予定の特別	別管理産業廃棄物	の種類及	び分別に関する取組)			
	②計画	・現状通	b							

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
		【前年度(令和 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t	t					
	①現状	(これまでに実施した取組)						
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 t t						
	②計画	(今後実施する予定の取組)						
自己	L 5行う特別管理産業廃棄	 受物の中間処理に関する事項						
		【前年度(令和 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 t t						
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 t						
		(これまでに実施した取組)	-					
		【目標】	_					
		特別管理産業廃棄物の種類	-					
		自ら熱回収を行う						
	000.000	特別管理産業廃棄物の量 t t t t t i t i i t i i i i i i i i i						
	②計画	特別管理産業廃棄物の量 t t (今後実施する予定の取組)						
		TIXX/NB 3 S J ACV/AKAL/						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
	0-0-0-0-0	【前年度(令和 年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類							
	①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 t t							
		(これまでに実施した取組)							
	377	【目標】							
		特別管理産業廃棄物の種類							
	(A) =1 mi	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 t							
	②計画	(今後実施する予定の取組)							
	7. 20								
特別	川管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項							
	CARLES OF THE SECOND PROPERTY OF THE SECOND P	【前年度(令和 4年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物							
		全 処 理 委 託 量 66.573 t							
		優良認定処理業者への 処理 委託量 66.573 t t							
		一 再生利用業者への       処 理 委 託 量       t							
2017W	①現状	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 t t							
		認定熱回収業者以外の							
		(これまでに実施した取組) ・職員等への分別に関する指導、教育の徹底。							

	【目標】	THE SHIP WAY WAS A STATE OF THE SHIP OF TH	eathern Hallbourge
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	65.000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	65.000 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
34/940/4007 V	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	f	
	・中間処理場及び最終処分る。		がなされているか確認す
	【前年度( <del>令和3年度</del> )実績	 】令和4年度	- Kanaa
4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	特別管理産業廃棄等 排 出 は (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を)	<b></b>	66. 573
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		<b>9</b> AII(90.33-33-1800.1)(5-10-45-1800.1)	

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

